

東京大学理学図書館利用規則

平成30年2月16日制定

令和4年5月17日改正

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第9条の規定に基づき、東京大学理学図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館日)

第2条 図書館は、次に掲げる日を除き、開館するものとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) 大学入学共通テスト実施日、東京大学推薦入試面接日、東京大学前期日程入学試験日
- (5) 理学系研究科夏季一斉休業日
- (6) 館内整理日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に閉館することができるものとする。

(開館時間)

第3条 開館時間については、別に定める。

(利用者)

第4条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生、研究生もしくはそれに準ずる者
- (3) 本学の教職員であった者
- (4) 本学学部の卒業者及び本学大学院の修了者
- (5) その他、図書館所蔵資料（以下「資料」という。）の利用を希望する学外者

(閲覧等)

第5条 資料は、所定の場所で閲覧し、閉館時間までに所定の場所に返却しなければならない。

(閲覧利用の制限)

第6条 図書館長は、本学の研究及び教育に支障をきたすおそれがあると判断した場合、または、次の各号に掲げる場合には、資料の閲覧利用を制限することができるものとする。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号、第2号及び第4号に掲げる情報（個人情報に関わる部分）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 一定の期間公にしないことを条件に、寄贈または寄託を受けている場合
- (3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合、または当該資料が現に使用されている場合
- (4) その他図書館長が特に必要と認めた場合

(貸出)

第7条 図書館長は、第4条に規定された利用者のうち、次の各号に掲げるものに、資料の貸出を許可することができる。

- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学生、研究生もしくはそれに準ずる者
 - (3) その他特に図書館長の許可を得た者
- 2 前項の許可を受けた者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て、資料の貸出を受けることができる。
- (1) 参考図書
 - (2) 貴重図書
 - (3) その他各図書館で指定した資料
- 3 資料の貸出の冊数及び期間については、別に定める。
- 4 資料の貸出を受けた者は、貸出を受けた資料を、他の人に転貸してはならない。
- 5 資料の貸出を受けた者は、閲覧または貸出の予約がない限り、申し出によりその貸出を更新することができる。

(文献複写等)

第8条 資料の複写または撮影の手続き等については、別に定める。

(参考調査)

第9条 利用者は、教育、研究または学習のため必要があるときは、参考となる情報の提供または関係図書館資料の調査について図書館に依頼することができるものとする。

(相互利用)

第10条 大学院理学系研究科・理学部の教職員並びに理学系研究科大学院学生、理学部学生、研究生及びそれに準ずる者は、教育、研究または学習のために必要なときは、図書館以外の図書館等が所蔵する資料の利用について、所定の手続きにより図書館に依頼することができる。

2 図書館は、他の図書館等から、資料の貸出または複写の申込みがあった場合は、図書館の運用に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

(利用の停止)

第11条 図書館長は、この規則に違反し、または図書館職員の指示に従わない利用者に対して、退館を命じ、または図書館の利用を停止することができる。

2 図書館長は、附属図書館長が利用停止を求めた利用者の図書館利用を停止することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第12条 図書館長は、図書館の資料のうち、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の個人情報等に関する取扱規則に準じ、必要な措置を講じる。

(弁償責任)

第13条 利用者は、資料または室内の設備・備品等を故意または重大な過失により亡失し、または損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第14条 利用者の利用に供するため、資料の目録及び利用規則を図書館内に備え付けるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、図書館長が別に定める。

(補則)

第16条 化学図書室、植物園図書室における利用規則は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 東京大学大学院理学系研究科・理学部図書室利用規則（平成16年7月21日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、令和4年5月17日から施行する。